

令和4年12月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年12月5日（月）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が12月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長
1番 後藤 聖憲 委員 2番 藤嶋 祐美 委員 3番 二村 啓二 委員 5番 宮田 忠公 委員 6番 野上 政憲 委員
7番 佐藤 幸子 委員 8番 竹尾 奈美 委員 10番 後藤 博幸 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

4番 城野 幸司 委員 9番 柳井 博之 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第61号 非農地証明願いについて
議案第62号 農用地利用集積計画の決定について
議案第63号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号4番の城野 幸司委員と議席番号9番の柳井 博之委員が欠席となっており、出席委員は10名となります。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号1番 後藤 聖憲委員と、議席番号2番 藤嶋 祐美委員に議事録署名をお願い致します。

ただいまから議案審議に入ります。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年12月5日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 823 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 657 m² 外1筆、合計 1,196 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 683 m² 外5筆、合計 4,281 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 256 m² 外2筆、合計 383 m² については、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

11月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3~4ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

疋田 委員 私、疋田より、11月24日に実施しました議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、現在は稲刈りが終わったところです。許可後は水稻もしくは露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 4 筆の田と 2 筆の畑で、田は稲刈りが終わったところで、畑については現在、草刈り等により管理されています。許可後は、田では水稻、畑ではトウモロコシなどの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は、露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。第 8 地区、佐藤推進委員さんお願いします。

佐藤政 第 8 地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号 1 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は稲刈りが終わったところです。許可後は水稻もしくは露地野菜の作付けを行うとのことです。

3 条の許可にあたって、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 2 地区、首藤推進委員さん。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号3の田および畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は4筆の田と2筆の畑で、田は稲刈りが終わったところで、畑については現在、草刈り等により管理されています。許可後は、田では水稻、畑ではトウモロコシなどの作付けを行うとのことです3条の許可にあたって、特に問題は無いと思われます。

番号4の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は、露地野菜の作付けを行うとのことです。

3条の許可にあたって、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 はい。

委 員 白杵と野津の畑と田んぼの1反あたりの売買価格はいくらぐらいですか。

議 長 事務局、分かりますか。

首 藤 実際、事務局が売買価格を把握しているかということになるかと思いますが、申請書にいろいろな添付書類を求めているのですが、転用と異
主 幹 なって、特に3条の場合は、売買契約書などの添付は求めていません。実際、今回4件挙がってきていますが、それがいくらで取引されたのか
については、事務局としては把握できておりません。

議 長 今の説明ですが、3条の農地取得の場合は契約書をもらいません。白杵の農業委員さんで相場が分かりませんか。

議 長 申請書の書類を見たときに、農地で買う単価と、転用単価は恐らく何十倍と差があるかと思います。実際の把握は分かりませんので、地価の

評価調査があったときに答弁したいと思います。後藤委員さん、それで良いでしょうか。

後 藤 ちなみに、私の地区は10年前くらいに基盤整備をしたのですが、時間も経っているので、30万円で売買するということなのですが、30万円
委 員 というのは高いのでしょうか。安いのでしょうか。

議 長 その辺りは、農業委員会では分かりません。また、農地の調査があったときに答弁したいと思います。

後 藤 わかりました。
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案 59 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 6 ページをお開きください。

番号 1、(田) 255 m² 外 5 筆、合計 1,712.13 m² については、賃貸長屋住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 2、(田) 577 m² については、資材置場用地として利用するものです。

農地の区分は 2 種農地です。

以上、4 条申請 2 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 私、野上より、11 月 24 日に疋田委員、事務局 2 名、それぞれの推進委員と実施しました、議案第 59 号、農地法 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 は、自ら所有する田を賃貸長屋住宅として利用するものです。申請地は 6 筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、自ら所有する田を資材置場として利用するものです。申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1は、自ら所有する田を賃貸長屋住宅として利用するものです。

申請地は6筆の田で、草刈り等により管理されています。申請地は道路や宅地に囲まれており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 第2地区、首藤推進委員さん、お願いします。

首藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号2は、自ら所有する田を資材置場として利用するものです。

申請地は1筆の田で、草刈り等により管理されています。申請地は道路や宅地に囲まれており、特に周囲の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。これより議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 8 ページとなります。

議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 12 月 5 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、（畠）133 m² については、所有権の移転を行い、建売住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

野 上 私、野上より、11 月 24 日に実施しました議案第 60 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。申請地は 1 筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんからの報告をお願い致します。第1地区の玉田推進委員さん。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、建売住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。申請地の周辺は、これまでに住宅などの建築が進んでおり、特に周辺の農業に影響を及ぼすことはないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第61号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 61 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 975 m² 外 2 筆、合計 2,667 m² 申請者の土地については、平成 4 年 5 月頃より、駐車場として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

番号 2、(田) 396 m² 申請者の土地については、平成 4 年 4 月頃より、駐車場として利用されている土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 13 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 61 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 61 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 14 ページとなります。

議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 12 号）「令和 4 年 12 月 5 日公告予定」になります。1 ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和 4 年 11 月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。

1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。田については、13,186 m² 14 筆、畠については、18,045 m² 14 筆です。合計面積は、31,231 m² 28 筆です。次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 14 名に対して、借り手は 10 名となります。

各筆明細につきましては、4~6 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年 12 月 5 日公告予定の農用地利用集積計画（第 12 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 63 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページをご覧ください。

議案第 63 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 12 月 5 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページを説明しますのでご覧ください。

(畳) 1 筆 $1,859 \text{ m}^2$ を配分するものです。農用地の所在は 2 ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。

以上、1 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 63 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。